

義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた 遠隔教育の活用に係る留意事項

「学校教育法施行規則第 77 条の 2 の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する告示」（令和 6 年文部科学省告示第 47 号。以下「改正告示」という。）が、令和 6 年 3 月 29 日に公示されたこと等を踏まえ、改正告示施行後の中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施を含め、義務教育段階における質の高い教育の実現に向けた遠隔教育の活用についての留意事項を以下のとおりお示ししますので、留意くださるようお願いいたします。

なお、以下の記載において、施行規則とは学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）を、免許法とは教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）を、告示とは改正告示による改正後の「学校教育法施行規則第 77 条の 2 の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件」（令和元年文部科学省告示第 56 号）を、それぞれ示すものとします。

第 1 義務教育段階における遠隔教育の活用に係る留意事項

【遠隔教育の主な類型について】

- 1 ここではいう遠隔教育とは、対面でのクラウド上の教材活用等は含まず、専ら遠隔システムを活用した同時双方向型で行う教育を指すものであること。
- 2 義務教育段階における遠隔教育については、「合同授業型」、「教師支援型」又は「教科・科目充実型」の遠隔授業の類型のほか、不登校児童生徒や病気療養児など、個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育、感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒への学習指導等が主に挙げられること。このうち、告示を踏まえた「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に係る留意事項の詳細は第 2 のとおりであること。

このほか、「義務教育の在り方ワーキンググループ 中間まとめ」（令和 5 年 12 月 28 日中央教育審議会初等中等教育分科会個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会義務教育の在り方ワーキンググループ）のほか、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について（通知）」（令和 3 年 3 月 19 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「小・中学校等における病気療養児に対する ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」（令和 5 年 3 月 30 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）等を参照されたいこと。
- 3 これらの類型は便宜上整理したものであり、各学校や教育委員会においては、本留意事項の内容を十分に踏まえつつ、過度に型にとらわれることなく、1 人 1 台端末とクラウドを活用し、児童生徒がオンライン上の多様な教材や情報等にアクセスすることなども含め、それぞれの学校現場の創意工夫に基づき柔軟な取組を進めていくこと

が期待されること。

【遠隔教育の活用の趣旨について】

- 4 遠隔教育の活用に当たっては、義務教育段階の児童生徒は、学力や意欲、家庭環境等がより多様な児童生徒が在籍していることに加え、心身の発達上の変化が著しく、児童生徒一人一人の成長や発達等の多様化が進展している状況にあることに留意する必要があること。特に義務教育段階においては、教師が児童生徒と共に学校生活を過ごし、日常的に児童生徒一人一人の特性や状況等に応じてきめ細かな指導・支援を行うこと等を通じ、教師と児童生徒との信頼関係や児童生徒相互のより良い人間関係を構築することが質の高い教育と児童生徒の安全・安心の保障のため不可欠であることを踏まえ、義務教育段階における遠隔教育は、学びのツールの一つとして、教育の質の向上や児童生徒の学びへのアクセスの保障を実現するための最適な手段は何かという観点から選択し、活用することが適切であること。
- 5 遠隔教育は、学校や教師に代わるものではなく、対面による指導の中で遠隔教育を適切に組み合わせることで、児童生徒の興味・関心を喚起し、学習活動の幅を広げる観点から教師を支援し、児童生徒の学習をより充実させるものとして位置付けられるものであり、児童生徒のいる教室には教師を配置する必要があること。
- 6 遠隔教育の活用に当たっては、「教育現場におけるオンライン教育の活用」（令和3年3月29日 内閣府特命担当大臣（規制改革）、文部科学大臣）において確認された以下の内容を十分に踏まえる必要があること。
 - ・各学校における創意工夫の下、児童生徒等の発達段階に応じて、オンライン教育を有効に活用して、教師等が児童生徒等に寄り添い、質の高い教育が行われるようにしていかなければならないこと。
 - ・児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること及び教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないことを踏まえる必要があること。
 - ・オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすると同時に、教育現場の創意工夫が阻害されないよう注意しながら、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めること。

【遠隔教育の活用の推進に当たっての環境整備について】

- 7 外部人材を活用した遠隔教育を通じてより質の高い教育を実現するためには、GIGAスクール構想の着実な推進を通じた1人1台端末の着実な更新、安定したネットワークの整備等のデジタル学習基盤の整備の推進に加え、ICT支援員の配置拡充を含めた指導体制の充実等を図ることが求められること。

【その他参考となる文書について】

- 8 義務教育段階における遠隔教育の活用に当たっては、「遠隔教育の推進に向けた施策方針」（平成30年9月14日遠隔教育の推進に向けたタスクフォース）、「遠隔学習導入ガイドブック」及び「遠隔教育システム活用ガイドブック」も参照されたいこ

と。

第2 義務教育段階における「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施に係る留意事項

【「教科・科目充実型」の遠隔授業の趣旨について】

- 1 義務教育である中学校段階においては、第1の4のとおり、多様な生徒が在籍し、それぞれの生徒の発達上の変化も日々進展していく段階にあり、教師が生徒と共に学校生活を過ごし、生徒の状況等に応じてきめ細かな指導・支援を行うこと等を通じて、教師と生徒が信頼関係を構築することが質の高い教育と生徒の安全・安心の保障のために不可欠であることに加え、義務教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、県費負担教職員制度及び義務教育費国庫負担制度の下、全ての児童生徒が共通した教科等を履修できるよう、必要な専門性を有する教員免許状を有する教師が各学校に配置されることが原則であることを踏まえ、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては、公立中学校等の教員の任命権者として、中山間地域や離島等に立地する小規模校も含め、域内全体において適切な指導・運営体制を整備できるよう、必要な教師を確保し、各学校に配置することが求められること。

その上で、一部の小規模校において当該教科の免許状を有する教師を確保できない場合等において、生徒の学びの機会を充実する観点から、施行規則において、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる「教科・科目充実型」の遠隔授業を規定しているものであること。

中学校等は、施行規則第77条の2（施行規則第79条の8第2項、第113条第2項及び第135条第4項において準用する場合を含む。）に基づき、当該中学校等又は当該中学校等が設置されている地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するために必要がある場合であって、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして告示に掲げる基準を満たしていると認められる場合に、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、「教科・科目充実型」の遠隔授業を実施することが可能であること。

以上のことから、中学校等において、生徒が受ける授業の大半が「教科・科目充実型」の遠隔授業によって行われるということは想定されないこと。また、中学校等においては、より一般的なものとしてその活用場面が想定される「合同授業型」や「教師支援型」の遠隔授業の活用を含めて遠隔教育の推進に取り組むことが重要であること。

【関係法令等との関係について】

- 2 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下この節において「法」という。）、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）、施行規則、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）及び中学校学習指導要領等の関係法令等に基づく授業とすること。特に、以下のような事項に留意すること。

（1）中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程にあつては、中学校設置基準第4条の規定等に基づき、同時に授業を受ける一学級の生徒数は原則として40人以下とすること。この場合、受信側の教室等のそれぞれの生徒数が40人以下であっても、それらを合わせて同時に授業を受ける人数が40人を超えることは原則として認められないこと。

なお、中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における特別支援学級並びに特別支援学校の中学部にあつては、それぞれ施行規則第 136 条又は特別支援学校設置基準（令和 3 年文部科学省令第 45 号）第 5 条第 2 項の規定に基づくこと。この場合においても、考慮すべき生徒数は配信側及び受信側の教室等の合計数であることに留意すること。

- (2) 法第 34 条第 1 項の規定を準用する法第 49 条等の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書等を使用しなければならないこと。ただし、同じく法第 49 条等で準用する法第 34 条第 2 項及び第 3 項の規定等により、学習者用デジタル教科書を使用することも可能であること。また、特別支援学校の中学部にあつては、施行規則第 131 条第 2 項、中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における特別支援学級にあつては、施行規則第 139 条の規定にも留意すること。
- (3) 施行規則第 66 条及び第 67 条の規定を準用する施行規則第 79 条等の規定に基づく学校評価の仕組みも活用し、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について適切に評価を行うとともに、その結果についてウェブサイト等を通じて公表すること。また、生徒、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるため、「教科・科目充実型」の遠隔授業の実施状況について適切に関係者に情報提供すること。

【対面により行う授業に相当する教育効果について（告示第 1 号関係）】

- 3 告示に規定するとおり、授業の実施に当たっては、対面により行う授業に相当する教育効果を有するよう行うことが必要であること。このとき、第 1 の 4 のとおり、中学校段階においては、多様な生徒が在籍し、それぞれの生徒の発達上の変化も日々進展していく段階にあり、生徒の状況等に応じたきめ細かな指導・支援が必要であることに留意しつつ、各中学校等においては、以下のような事項について配慮すること。
 - (1) 授業中、同時かつ双方向で、配信側の教師と生徒及び生徒同士が、互いに映像・音声等によるやり取りを行うこと。
 - (2) 生徒の配信側の教師に対する質問の機会を確保すること。
 - (3) 画面では黒板の文字が見づらい等の状況が予想される場合には、あらかじめ生徒にプリント教材等を準備するなどの工夫をすること。
 - (4) 配信側と受信側の教師の協力により、配信側の教師の示す板書や資料等を生徒が見やすくなるよう工夫するとともに、配信側の教師が受信側の教室等における生徒のノート等の記述を確認したり、生徒同士のやり取り等の状況等を把握したりしやすくなるよう工夫すること。

【当該授業を遠隔で行うことが適切であることについて（告示第 2 号関係）】

- 4 告示に規定するとおり、実施する授業は、授業の内容や教科等の特質に照らして遠隔で行うことが適切であるものに限ること。例えば、保健体育科の実技や、技術・家庭科の調理実習の授業など、配信側の教師が受信側の生徒や生徒がいる場所にある器具に直接接触することができないことにより、安全上の問題等が発生しうる内容の授業は原則として認められないこと。

【配信側の教師について（告示第 3 号関係）】

- 5 配信側の教師は、主たる授業責任者として、受信側の教師と連携・協力し、共に授業を構築しながら、授業計画の作成や学習評価を行うこととなるため、告示に規定す

るとおり、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する者である必要があること。

ただし、

(1) 免許法第3条の2第1項の特別非常勤講師の制度を活用して任用した教師が、あらかじめ都道府県教育委員会に届け出られた教科等の領域の一部の教授又は実習を担当する場合

(2) 免許法第16条の5第2項の中学校専科担任が、所有免許状の教科に相当する教科等の教授又は実習を担当する場合

のいずれかに該当する場合は、当該授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を要しないこと。

また、配信側の教師は受信側の中学校等の教員としての身分を有する必要があること。具体的には、配信側の教師が受信側の中学校等の本務の教員ではないときは、兼務発令等により受信側の中学校等の教員の身分を配信側の教師に持たせる等の必要があること。

なお、当該授業の教科に関して免許外教科担任の許可を受けている者については、「教科・科目充実型」の遠隔授業における配信側の教員として当該教科の授業を担当することはできないこと。

【受信側の教師について（告示第4号関係）】

6 第1の4のとおり、中学校段階においては、多様な生徒が在籍し、それぞれの生徒の発達上の変化も日々進展していく段階にあり、教師が生徒と共に学校生活を過ごし、生徒の状況等に応じたきめ細かな指導・支援を通じて、教師と生徒が信頼関係を構築することが質の高い教育と生徒の安全・安心の保障のため不可欠であることを踏まえ、配信側の教師と受信側の教室等との間のコミュニケーションの支援、生徒一人一人の特性や授業への参加状況に応じた声掛け等の援助も含めた机間指導、安全管理等を行う観点から、告示に規定するとおり、受信側の教室等に当該中学校等の教員を配置し、配信側の教師とともにティーム・ティーチング（複数教師による協力的指導）が行われる体制を構築する必要があること。

このとき、受信側の教師は、例えば以下に示す役割を担うことを通じて、配信側の教師と連携・協力し、共に授業を構築することが求められること。特に、中学校、義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程における特別支援学級並びに特別支援学校の中学部にあつては、当該生徒の障害の状態等に応じた十分な配慮が求められること。

(1) 生徒理解のための授業前の情報共有

(2) 生徒と配信側の教師のコミュニケーションのフォロー

(3) 落ち着かない生徒や集中力の切れた生徒への個別支援

(4) 手が止まっている生徒への個別支援

(5) 授業における説明補助

(6) 生徒の状況について授業後に共有（生徒の見取り・評価の補助）

また、上記を踏まえ、配信側の教師と受信側の教師が授業の進め方や個々の生徒の状況等について事前に打ち合わせを行い、役割分担を明確化するなど、受信側の教師が当該役割を十分に認識し、果たすことができるよう、各中学校等において適切な対

応を講じることが求められること。

受信側の教師は、遠隔授業を実施する教科以外の普通免許状を有する教師のみならず、当該教科以外の臨時免許状若しくは特別免許状所有者、当該教科以外の教科の領域の一部について教授又は実習を担当する特別非常勤講師、当該教科以外の教科について教授又は実習を担当する中学校専科担任も含まれること。

なお、受信側の教師として当該教科の免許状所有者又は免許外教科担任が配置されている場合、特別非常勤講師が、届出を行った教科の領域の一部に関する授業の受信側の教師として配置されている場合及び中学校専科担任が、所有免許状の教科に相当する教科等に関する授業の受信側の教師として配置されている場合には、施行規則第77条の2の規定に基づく特例による必要はなく、「合同授業型」又は「教師支援型」の遠隔授業として扱うこと。

【学習に支障を生じないような適切な配慮について（告示第5号関係）】

7 告示に規定するとおり、授業の実施に当たっては、機器の故障や回線の障害等により学習に支障を生じないように行うことが必要であり、各中学校等においては、以下のような事項に配慮すること。

(1) 配信側及び受信側の教室等に、ICT支援員などの技術補助者を配置すること。

(2) 必要に応じて、授業実施用回線のほかに、配信側と受信側をつなぐ緊急連絡手段を別途設けておくこと。

【対面による授業を相当の時間数行うことについて（告示第6号関係）】

8 対面による指導は、生徒との信頼関係を構築することや、遠隔での指導では気付くことの難しい生徒の細かな学習の様子や学級集団の状況を直接把握すること、実験・実技指導を実施すること等の観点から重要であり、告示に規定するとおり、教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行う必要があること。ここでいう「相当の時間数」については、遠隔での指導を実施する教科等の内容、受信側の生徒数、個々の生徒や学級集団の状況、配信側の生徒の有無、配信側の教師による受信側の生徒・学級への指導歴、配信側の教師又は生徒の移動に要する日数等、個々の状況を総合的に勘案し、教育上適切な配慮がなされていると考えられる範囲内において、適切に判断すること。

【その他の留意事項について】

9 施行規則第77条の2の規定の、「授業を行う教室等」には、当該中学校等の教室のほか、当該中学校等以外の学校の教室、スタジオ等が含まれるため、授業を行う場所には教師のみがいて、履修を行う生徒がいない場合も「教科・科目充実型」の遠隔授業に含まれること。